

## 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

## クロフェンテジン

## I. 評価対象農薬の概要

## 1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン				
分子式	C <sub>14</sub> H <sub>8</sub> Cl <sub>2</sub> N <sub>4</sub>	分子量	303.2	CAS NO.	74115-24-5
構造式					

## 2. 作用機構等

クロフェンテジンは、テトラジン骨格を有する殺ダニ剤であり、その作用機構は不明であるが、胚の発育時にクチクラ形成を阻害すると推定されている。

本邦での初回登録は1989年である。

製剤は水和剤が、適用農作物等は果樹等がある。

申請者からの聞き取りによると、原体の国内生産及び輸入は行われていないとのことであった。

## 3. 各種物性等

外観・臭気	赤紫色結晶性固体、無臭	土壤吸着係数	水溶解度が低いため測定不能
融点	183°C	オクタノール ／水分配係数	$\log\text{Pow}=4.1$ (40°C、pH2、7、9)
沸点	190～250°Cで分解のため 測定不能	生物濃縮性	$\text{BCF}_{\text{ss}}=250$ (0.03μg/L)
蒸気圧	6.0 × 10 <sup>-9</sup> hPa (20°C) 1.4 × 10 <sup>-8</sup> hPa (25°C) 6.1 × 10 <sup>-7</sup> hPa (50°C)	密度	1.5 g/cm <sup>3</sup> (21.2°C)
加水分解性	5 日間安定 (49°C、pH4) 半減期 16.8 時間 (10°C、pH9.18) 248.8 時間 (22°C、pH4.95) 34.4 時間 (22°C、pH6.98) 4.3 時間 (22°C、pH9.18) 1.1 日 (25°C、pH7) 0.6 日 (36°C、pH7) 49.8 時間 (38°C、pH4.95) 5.1 時間 (38°C、pH6.98) 2.4 時間未満 (49°C、pH9)	水溶解度	$2.52 \times 10^{-3}$ mg/L (22°C、pH5) $< 2.0 \times 10^{-3}$ mg/L (22°C、pH7) $< 2.0 \times 10^{-3}$ mg/L (22°C、pH9.2)
水中光分解性	半減期 0.7 日 (東京春季太陽光換算 4.1 日) (滅菌蒸留水、25°C、53.1W/m <sup>2</sup> 、300－400 nm) 0.4 日 (東京春季太陽光換算 2.2 日) (河川水、pH7.8、25°C、53.5W/m <sup>2</sup> 、300－400 nm)		

## II. 安全性評価

一日摂取許容量 (ADI)	0.017 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成 28 年 9 月 6 日付けで、クロフェンテジンの ADI を 0.017 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値はイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 1.70 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>	

### III. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

#### 1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬は製剤として水和剤があり、適用農作物等は果樹等がある。

#### 2. 水濁 PEC の算出

##### （1）非水田使用時の水濁 PEC（第1段階）

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	果樹	$I$ : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を 乗じた上で、単位を調整した値 (製剤の密度は 1 g/mL として算出) )	1400
剤型	40%水和剤	$N_{app}$ : 総使用回数 (回)	2
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 ※算出値	350 mL/10a (2000 倍希釈し た薬液を 10a 当たり 700 L 使用)	$D_{river}$ : 河川ドリフト率 (%)	5.8
地上防除/航空防除の別	地上防除	$Z_{river}$ : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
使用方法	散布	$R_u$ : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
総使用回数	2 回	$A_p$ : 農薬使用面積 (ha)	37.5
		$F_u$ : 施用方法による農薬流出補正係数	1

##### （2）水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時(第1段階)	0.00005227…
うち地表流出寄与分	0.00004751…
うち河川ドリフト寄与分	0.00000475…
合計 <sup>1)</sup>	0.00005227… ÷ 0.000052(mg/L)

<sup>1)</sup> 水濁 PEC の値は有効数字 2 術とし、3 術目を四捨五入して算出した。

## IV. 総合評価

### 1. 水質汚濁に係る登録保留基準値

登録保留基準値	<b>0.045 mg/L</b>
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 <sup>1)</sup>	
0.017 (mg/kg 体重/日) × 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0453...(mg/L)	
ADI	体重      10 %配分 飲料水摂取量

<sup>1)</sup> 登録保留基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 衡 (ADI の有効数字桁数) とし、3 衡目を切り捨てて算出した。

#### <参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 <sup>1)</sup>	なし
水質要監視項目 <sup>2)</sup>	なし
水質管理目標設定項目 <sup>3)</sup>	なし
ゴルフ場指導指針 <sup>4)</sup>	なし
WHO飲料水水質ガイドライン <sup>5)</sup>	なし

<sup>1)</sup> 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号) 第 4 号に基づき設定された基準値。

<sup>2)</sup> 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

<sup>3)</sup> 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

<sup>4)</sup> 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」(平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知)において設定された指針値。

<sup>5)</sup> Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

### 2. リスク評価

水濁 PEC は 0.000052 mg/L であり、登録保留基準値 0.045 mg/L を超えないことを確認した。

#### (参考) 食品経由の農薬理論最大一日摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大一日摂取量(mg/人/日)	対 ADI 比 (%)
0.2747	29.3

出典: 平成 29 年 3 月 30 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会資料